

今社は累年凡も争議団ニロクアードを以て対向したるたがす

其の理由を擧げれば今社は争議団に對するよりウデおぼく今社の方針に従つて生産は絶たれしなす事なかりきた故生産は止まらん又工場は用く事他社にありませし併し其の言を終らぬに向ふ方面より解決があつた其れより今社代表要應少林の言は是れ全に我等を裏切ると

要應の小林はシヤツ同業組合の組合長デ此回の争議は蝶矢争議デ何々同業組合ノ争議故應援せよ等と言た

此の言に對すると我等も同じ考へた同職にある職工諸君自國の利益の爲ト争議を知りたから争議は外で自分等に何等因付かたつと思つたし(運)此度ノ争議は職工ノ身ニ於ては未だ又々時期ニ起ル同職争議に於て是此度ハ前例にナツイ蝶矢ノ職工諸君が及社ニナル物ニナル

此度ノ争議ハ今迄要ツツナル資本家ニアツラレタ職工諸君ノ黎明ノ鐘ダ

金持ニガマサレテ同シ職工同志が血ヲ血ヲ洗フ事ヲ言ハ



4. 9. 30  
785

労社第二〇八五號

昭和四年九月廿八日

警視總監 丸山 鶴 下

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長 官 殿

大阪府知事 殿

東京地方裁判所 検事 正 殿

蝶矢シヤツ製造所 西新井工場ノ労働争議ニ関スル件

(第四四報)

要旨 争議団員ハ本月二十一日友誼團員ノ友後ヲ受テ新體ヲ一ニ稱シ